基本規程改正

現規程(2014/12/21 評議員会承認版)	改正案	備考	施行日
(中略) 第3条の6 [管轄権] 1. 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案(加盟団体、選手等並びにライセンスを付与された試合エージェント及び選手エージェント間に生じた紛争)に関する管轄権を有する。 2. 本協会は、FIFAのみが、国際的紛争事案(異なる国のサッカー協会又は大陸連盟に所属する団体又は個人の間に生じた紛争)に関する管轄権を有することを認める。	(中略) 第3条の6〔管轄権〕 1. 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案(加盟団体、選手等、仲介人及びライセンスを付与された試合エージェント間に生じた紛争)に関する管轄権を有する。 2. 本協会は、FIFAのみが、国際的紛争事案(異なる国のサッカー協会又は大陸連盟に所属する団体又は個人の間に生じた紛争)に関する管轄権を有することを認める。	仲介人制度 の導入に伴 う修正	2015/4/
(中略) 第9条 [役員の任期及び定年制] 1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4. 理事又は監事は、第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 5. 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りではない。	(中略) 第9条 [役員の任期及び定年制] 1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。 3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4. 理事又は監事は、第4条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 5. 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りでない。	法けはな文 誤に欠がめ修 正おと異、正	2015/3/29
第12条 [取引の制限] 1. 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならな	第12条〔取引の制限〕 1. 理事は、次に掲げる場合には、当該取引について を開示し、理事会の承認を得なければならない。	記載の適性 化	2015/3/ 29

い。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会による理事の債務保証その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、 理事会に報告しなければならない。

(中略)

第18条〔権 限〕

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) <mark>会長不在時の</mark>会長代行者の選定及び解職
- (6) 名誉役員の選定及び解職
- (7) 事務総長の選任及び解任

(中略)

第23条 [常務理事会の構成及び権限]

- 1. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成 する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又は特 任理事又は特任理事若しくは その他の者を常務理事会に出席 させることができるものとするが、それらの者は議決権を有 しない。
- 2. 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。

(中略)

第26条〔評議員選出団体〕

- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
- (3) 本協会がその理事の債務を保証すること その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、 理事会に報告しなければならない。

(中略)

第18条 [権 限]

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 会長代行者の選定及び解職
- (6) 名誉役員の選定及び解職
- (7) 事務総長の選任及び解任

(中略)

第23条〔常務理事会の構成及び権限〕

- 1. 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成 する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又はそ の他の者を常務理事会に出席させることができるものとする が、それらの者は議決権を有しない。
- 2. 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議する。

(中略)

第26条〔評議員選出団体〕

記載の適性 2015/3/ 化 29

29

2016/3

記載の適正

誤記訂正

の廃止)

(特任理事

2015/3/ 29

- 1. 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体(以下、評議員選出団体という。)として、次の団体を認める。
 - (1) 各都道府県サッカー協会(計47)
 - (2)公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下、「」リーグ」という。)
 - (3) Jリーグ所属クラブ(評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18)
 - (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
 - (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
 - (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
 - (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
 - (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
 - (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
 - (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
 - (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- 2. 評議員選出団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
- 3. 評議員選出団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員選出団体としての資格を喪失するとともに、当該 評議員選出団体からの推薦により評議員会で選任された評議 員もその資格を喪失するものとする。
 - (1) 当該団体が解散した場合
 - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
 - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
- 4. 評議員選出団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法 令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関に おいて適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推 薦するものとする。
- 5. 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の 氏名を届ける方法によるものとする。
- 6. 評議員は、評議員選出団体より推薦された評議員候補者より 選任されなければならない。
- 7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推

- 1. 本協会は、評議員候補者を評議員会に推薦できる団体(以下、 評議員選出団体という。)として、次の団体を認める。
 - (1) 各都道府県サッカー協会(計47)
 - (2)公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下、「Jリーグ」という。)
 - (3) Jリーグ所属クラブ(評議員を選任する定時評議員会の 開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18)
 - (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
 - (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
 - (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
 - (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
 - (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
 - (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
 - (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
 - (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- 2. 評議員選出団体が推薦できる評議員候補者は、各1名とする。
- 3. 評議員選出団体に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、評議員選出団体としての資格を喪失するとともに、当該 評議員選出団体からの推薦により評議員会で選任された評議 員もその資格を喪失するものとする。
 - (1) 当該団体が解散した場合
 - (2) 当該団体が本協会の加盟団体ではなくなった場合
 - (3) 本条第1項第3号について、当該クラブがJリーグの所属クラブでなくなった場合
- 4. 評議員選出団体は、自らの団体の利益を代表する者を関連法 令及び当該団体の諸規則に基づき当該団体の意思決定機関に おいて適正かつ公正に選出した上で、評議員候補者として推 薦するものとする。
- 5. 前項の推薦の方法は、会長に対し、推薦する評議員候補者の 氏名を届ける方法によるものとする。
- 6. 評議員は、評議員選出団体より推薦された評議員候補者より 選任されなければならない。
- 7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推

薦した評議員選出団体は、	補欠の評議員の候補者を推薦でき
るものとする。	

8. 前項に基づき補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(中略)

第26条の4 [評議員の資格]

- 1. 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関又は各種委員会の委員を兼ねることはできない。
- 2. 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。
- 3. 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任され た評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、 副会長又は専務理事の職になければならない。

(中略)

第28条 [評議員の任期]

- 1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された 者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(中略)

第37条の3 [規律委員会の委員の任期]

- 1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

薦した評議員選出団体は、	当該退任した評議員に代わる新た
<mark>な</mark> 評議員の候補者を推薦で	きるものとする。

8. 前項に基づき推薦を受けて選任された評議員の任期は、退任 した評議員の任期の満了する時までとする。

(中略)

第26条の4 [評議員の資格]

- 1. 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関又は<mark>常設</mark>委員会の委員を兼ねることはできない。
- 2. 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。
- 3. 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任され た評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、 副会長又は専務理事の職になければならない。

(中略)

第28条 [評議員の任期]

- 1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2. 任期の満了前に退任した評議員の代わりとして選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された 者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(中略)

第37条の3 [規律委員会の委員の任期]

- 1. 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. <mark>増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり</mark>選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

法人法における補欠とは概念が異なるため、 文言を修正

法人法にお

ける補欠と

は概念が異

なるため、

文言を修正

定義の明確

2015/3/

2015/3/

2015/3/

29

29

29

29

2015/3/

法人法にお 2015/3/ ける補欠と 29 は概念が異

は概念が異なるため、文言を修正

第38条の3 〔裁定委員会の委員の任期〕

- 1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現 任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

第39条の3 [不服申立委員会の委員の任期]

- 1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任 後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現 任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

第45条 [委員の任期]

- 1. 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現 任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまで は、なおその職務を行わなければならない。

(中略)

第53条[事務局]

- 1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2. 事務局には有給の職員を置く。
- 3. 会長は、事務総長の提案に基づき、管理職以上の職員を任免 する。

第38条の3 〔裁定委員会の委員の任期〕

- 1. 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委 員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

法人法にお ける補欠と は概念が異 なるため、 文言を修正

2015/3/ 29

第39条の3 [不服申立委員会の委員の任期]

- 1. 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任 後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委 | 法人法にお | 員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、 なおその職務を行わなければならない。

ける補欠と は概念が異 なるため、 文言を修正

2015/3/

第45条〔委員の任期〕

- 1. 各種委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとし、再任を妨げない。
- 2. 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委 員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまで は、なおその職務を行わなければならない。

法人法にお 2015/3/ ける補欠と は概念が異 なるため、 文言を修正

29

(中略)

第53条[事務局]

- 1. 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2. 事務局には有給の職員を置く。
- 3. 会長は、事務総長の提案に基づき、管理職の地位にある職員 を任免する。

記載の適性

2016/3

4. 事務総長は、管理職以外の職員を任免する。

第53条の2 [事務総長]

- 1. 事務局の最高責任者として事務総長を置く。
- 2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任す る。
- 3. 事務総長の任期は、2年(選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)
 とする。
- 4. 事務総長は、本協会の評議員、理事、監事、司法機関若しく は各種委員会の委員長若しくは委員又は加盟団体の役職員を 兼ねることができない。
- 5. 事務総長は、以下の事務を担当する。
 - (1) 評議員会及び理事会における決定に関する事項
 - (2) 評議員会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3) 評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4) 評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5) 本協会の財務及び会計に関する事項
 - (6) 本協会の公式文書の受発信に関する事項
 - (7) 加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸 連盟及び各国協会等との関係に関する事項
 - (8) 事務局の運営
 - (9) 管理職以外の職員の任免
 - (10) 管理職以上の職員の任免に関する会長への提案

(中略)

第56条〔種別〕

- 1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。
 - (1) サッカー
 - ① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限 4. 事務総長は、管理職以外の職員を任免する。

第53条の2 [事務総長]

- 1. 事務局の最高責任者として事務総長を置く。
- 2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任す る。
- 3. 事務総長の任期は、2年(選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで) とする。
- 4. 事務総長は、本協会の評議員、理事、監事、司法機関若しく は各種委員会の委員長若しくは委員又は加盟団体の役職員を 兼ねることができない。
- 5. 事務総長は、以下の事務を担当する。
 - (1) 評議員会及び理事会における決定に関する事項
 - (2) 評議員会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3) 評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4) 評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5) 本協会の財務及び会計に関する事項
 - (6) 本協会の公式文書の受発信に関する事項
 - (7) 加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸 連盟及び各国協会等との関係に関する事項
 - (8) 事務局の運営
 - (9) 管理職以外の職員の任免
 - (10) 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案

(中略)

第56条〔種別〕

- 1. 加盟チームの種別は、次のとおりとする。
 - (1) サッカー
 - ① 第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

② 第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限 記載の適性 2016/3

を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

4 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

⑤ 女 子

女子の選手により構成されるチーム ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録 するものとする。

- ⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム (2)フットサル
 - ① フットサル第 1 種年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - ② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限 を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。

を適用しない。

③ 第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

4 第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

⑤ 女 子

女子の選手により構成されるチーム ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録 するものとする。

- ⑥ シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム
- (2) フットサル
 - ① フットサル第 1 種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - ② フットサル第2種

18歳未満の選手により構成されるチーム ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限 を適用しない。

③ フットサル第3種

15歳未満の選手により構成されるチーム ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

④ フットサル第4種

12歳未満の選手により構成されるチーム ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を 適用しない。

2. 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、シニアの種別については、 当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

シニア種別 の年齢起算 日の変更

2015/3/29

(中略)

(中略)

第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

- 1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、 第71条に定める各種の連盟として新たに認定することができ る。
 - (1)日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
 - (2)独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
 - (6)各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
 - (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
 - (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当て を義務付けていること
 - (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
 - (11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること (FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)
- 2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。
 - (1)唯一の統括団体であること
 - (2)独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 選手及びチームが本協会に登録していること

第71条の3〔新たな各種の連盟及び関連団体の認定〕

- 1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、 第71条に定める各種の連盟として新たに認定することができ る。
 - (1)日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
 - (2) 独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
 - (6)各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
 - (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
 - (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
 - (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
 - (11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること (FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)
- 2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。
 - (1)唯一の統括団体であること
 - (2)独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること

- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられて いること (7)日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益 を代表する団体であること
- 3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟又は第71条の2に 定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、 その適格性を厳格に審査する。
- 4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連 盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の 利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当た る多数をもって行わなければならない。

(中略)

第201条 [規律委員会及び裁定委員会]

- 1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、加盟団体及び選手等 に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科すことができ る。
- 2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟 団体及び登録している選手等については、その後本協会を脱 退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委 員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができる。

(中略)

第204条 [懲罰の種類]

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場・退席
 - (3) 戒 告
 - (4) 譴 責
 - (5) 罰金
 - (6) 没 収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出

<u>(5)</u> 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられて	誤記訂正	2015/3/
いること		29
<u>(6)</u> 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益		
を代表する団体であること		
3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟又は第71条の2に		
定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、		
その適格性を厳格に審査する。		
4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連		
盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の		
利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当た		
る多数をもって行わなければならない。		
(中略)		
第201条〔規律委員会及び裁定委員会〕		
1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、加盟団体 <mark>、選手等及</mark>	仲介人制度	2015/4/
び仲介人に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科すこ	の導入に伴	1
 とができる。	う修正	
2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟	11 A 1 4 1 	0045/4/
団体 <mark>並びに登録している選手等及び仲介人</mark> については、その	仲介人制度	2015/4/
後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本	の導入に伴う修正	1
協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができ	ノ廖正	
る。		
(中略)		
第204条〔懲罰の種類〕		
1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。		
(1) 警告		
(2) 退場・退席		
(3) 戒 告		
(4) 譴責		
(5) 罰 金		
<u>(6) 社会奉仕活動</u>	懲罰規程第	2015/3/
(7) 没 収	4条の記載	29
(8) 賞の返還	と統一	

(9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出

場停止	場停止		
(9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・	(10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・		
解任	解任		
(10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停	(11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停		
止·禁止	止・禁止		
(11) 除 名	(12) 除 名		
2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。	2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。		
(1) 戒告	(1) 戒 告		
(2) 譴 責	(2) 譴 責		
(3) 罰 金	(3) 罰 金		
(4) 没 収	(4) 没 収		
(5) 賞の返還	(5) 賞の返 <mark>還</mark>		
	<mark>(6) 再試合</mark>	懲罰規程第	2015/3/
(6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)	<u>(7)</u> 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)	4条の記載	29
(7) 得点又は勝ち点の減点又は無効	(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効	と統一	
(8) 得点を3対0として試合を没収	<u>(9)</u> 得点を3対0として試合を没収		
(9) 観衆のいない試合の開催	<u>(10)</u> 観衆のいない試合の開催		
(10) 中立地における試合の開催	(11) 中立地における試合の開催		
(11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出	(12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出		
場停止	場停止		
(12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一	(13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一		
部の停止	部の停止		
(13) 下位ディビジョンへの降格	(14) 下位ディビジョンへの降格		
(14) 競技会への参加資格の剥奪	(15) 競技会への参加資格の剥奪		
(15) 新たな選手の登録禁止	(16) 新たな選手の登録禁止		
(16) 除 名	(17) 除 名		
	3. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。	仲介人制度	2015/4/
	<u>(1) 戒 告</u>	の導入に伴	1
		う追加	
	(3) 罰 金 (4) 21 db		
	(4) 没 収 (5)		
	<u>(5)一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一</u>		

<mark>部の停止</mark>

(6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停

	<u>止、禁止</u>		
	4. 前3項各号の懲罰は、併科することができる。	/# EE 10 10 10 10	0045/4/
(中略)	(中略)	懲罰規程第 4条の記載	
		と統一	1
第236条〔スポーツ仲裁裁判所(CAS)〕	第236条〔スポーツ仲裁裁判所(CAS)〕	عراب ک	
1. 本協会は、加盟団体、選手等並びにライセンスを付与された	1.本協会は、加盟団体、選手等 <mark>、仲介人及びライセンスを付与</mark>	仲介人制度	2015/4/
試合エージェント及び選手エージェントとの間での紛争を解	<mark>された試合エージェント</mark> との間での紛争を解決するために、	の導入に伴	1
決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したC	スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認す	う修正	
ASを承認する。	る。		
2. CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。	2. CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。		
CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス	CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス		
法を適用する。	法を適用する。		
(中略)	(中略)		
[改正]	[改正]		
2012年 4月12日	2012年 4月12日		
2012年 5月10日(2012年6月1日施行)	2012年 5月10日(2012年6月1日施行)		
2012年 7月12日	2012年 7月12日		
2013年12月19日(2014年4月1日施行)	2013年12月19日(2014年4月1日施行)		
2014年 3月13日(2014年4月1日施行)	2014年 3月13日(2014年4月1日施行)		
2014年 9月11日	2014年 9月11日		
2014年10月 9日(2015年3月29日施行)	2014年10月 9日(2015年3月29日施行)		
2014年11月13日	2014年11月13日		
2014年12月21日(2015年3月29日施行)	2014年12月21日(2015年3月29日施行)		
	<u>2015年 3月29日(2015年4月 1日施行)</u>		
	※2016/2 トけ 2016 年 2 日の学時証業		

※2016/3 とは 2016 年 3 月の定時評議員会を指すものとする。